


新型コロナ

10月以降の取扱いについて

新型コロナに関する公費支援等について、令和5年10月1日から一部取扱いが変更になりました。

9月まで

10月から

外来医療費 (外来医療費、検査費、薬剤費等)	変更なし 自己負担あり 健康保険が適用され、自己負担(1~3割)が発生	外来対応 医療機関はこちら⇒	
入院医療費	高額療養費制度の自己負担限度額から2万円減額	変更あり 支援額を減額 高額療養費制度の自己負担限度額から1万円減額	
コロナ治療薬 (ラゲブリオ、パキロビット、ソコーバ等)	自己負担なし (公費負担)	変更あり 健康保険の負担割合に応じて一定額を自己負担 <ul style="list-style-type: none"> ■ 1割負担の方 → 自己負担額 3千円 ■ 2割負担の方 → // 6千円 ■ 3割負担の方 → // 9千円 	
ワクチン接種	秋開始接種(生後6か月以上の接種を希望する全ての方) <ul style="list-style-type: none"> ■ 12歳以上は9月29日から順次開始 ■ 生後6か月~11歳へは別途連絡 ■ 使用ワクチンはオミクロン株XBB.1.5対応ワクチン 		
感染者数の公表	変更なし	定点医療機関の報告で感染動向を把握し、毎週水曜日公表	

山形県では10月以降も引き続き**相談窓口**を設置します。

新型コロナ総合コールセンター

☎ **0120-567-690** (24時間受付)

山形県新型コロナ
ポータルサイト⇒



コロナに関する受診相談、自宅療養中の健康相談、ワクチン接種の相談等
 ※ワクチン接種のみ 8:30~18:00(土、日、祝日も含む)

※「新型コロナの10月以降の取り扱いについて」(山形県)を基に作成

【お問合せ】

真室川町役場福祉課 健康係 TEL 0233-62-3436



【真室川町公式LINE】

町の情報をいち早く
お届けしております。